

2016年4月27日

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
理事長 浦野 道郎 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳
【連絡先（事務局）】担当：袋井
〒540-0033 大阪府中央区石町一丁目1番1号
天満橋千代田ビル
TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730
E-mail : info@kc-s.or.jp
HP: [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

お問い合わせ

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申入れたり、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されております（組織概要についてはホームページをご参照ください）。

さて、当団体に独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下貴法人といいます。）の管理する簡易生命保険の約款についての情報が寄せられ、それに対する対応を検討しております。

つきましては、貴法人に対し、下記のとおり質問がございますので、2016年6月3日までに文書でご回答いただきますようお願い申し上げます。

今後、貴法人より期日までに何らかの回答をいただけない場合は、回答がなかった旨を公開させていただくこととなります。

このたびの「お問い合わせ」を機に、当団体担当者と面会の上協議を行いたいとお考えの場合は、その旨上記の回答期限までにご連絡願います。貴法人の誠実、真摯な対応を期待します。

また、当団体は、貴法人との交渉経緯等を勘案の上、公開にて（当団体ホームページ等への掲載を含みます）適格消費者団体として約款の取扱いについての要請などの「申入れ」、もしくは任意の消費者団体としての「要請」をさせていただく場合がありますので、予めご承知おきください（当団体の活動方針については、詳しくは別添の「KC'sの『お問い合わせ』『申入れ』『要請』『差止請求訴訟』における活動方針・情報公開ルールについて」をご参照ください）。

記（質問事項）

I 簡易生命保険の契約件数及び保険金額に関して

1. 貴法人が、現在、管理されておられる簡易生命保険の契約件数をお教えてください。
2. 貴法人が、現在、管理されておられる簡易生命保険の保険金額の総額をお教えてください。

II 約款の解釈について

3. 旧簡易生命保険法にもとづく約款においては、被保険者の死亡により保険金を支払う場合にあっては、被保険者の遺族が保険金受取人になる旨規定されておりますが、貴法人におかれましては、被保険者の遺族に該当する者が存在しない場合、誰が保険金受取人になるとして取り扱っておられるのでしょうか。

III 契約者に対する周知について

4. 上記約款の解釈として、保険金受取人が存在しないと解される場合、契約者の意向に反する結果となる場合が多いと考えられますが、そのような状況になることを防ぐため、契約者に対して、上記取扱いを知らせて保険金受取人の生存確認を促す方策を採られたことはお有りでしょうか。お有りでしたら、その具体的方法及び時期、回数などについてお教え下さい。契約者に対してお知らせ等を送付されたことがおありでしたら、そのお知らせの現物又は写し、原稿等お手元に保管されている物をご送付下さい。
5. 上記方策を採られたことがないのであれば、その理由及び今後、そのような方策を採られる予定があるか否かについてお教え下さい。

以上